平成２４年（フ）第８４９号
京都市北区鷹峯北鷹峯町32番地１　メゾン・ド・光悦205号
債務者　井田　武夫
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９５８号
京都市山科区勧修寺平田町55番地の５
債務者　三好有紀子
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５３号
京都市山科区東野狐藪町16番地110　第11橘荘102
債務者　山本新太郎
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
大分県別府市松原町14番７号　桑原アパート302号
債務者　野口　恵理
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４７号
福井市木田町５番地１　ロアール春日南508号、旧住所福井市松本１丁目８番３号
債務者　熊谷　拓也
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
福井市志津が丘１丁目117番地
債務者　木田クレーンこと　木田　英二
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
福井市渡町523番地
債務者　野口恵利子
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
福井県大野市中野町１丁目７番３号
債務者　小椋　裕司
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
兵庫県宝塚市安倉中２丁目４番25号サニーハイツ25号室、前住所兵庫県宝塚市末成町34番８号
債務者　浅田　香織
１　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２６１号
兵庫県伊丹市西野５丁目312番地ヴィルトゥ武庫川401号
債務者　徳永　紀子
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２６５号
兵庫県宝塚市中山寺１丁目14番20号　プリヴェール中山101号
債務者　日吉　則子
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２６７号
兵庫県宝塚市大成町６番25号　北島コーポ１階西号
債務者　川本　浩史
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５３号
兵庫県豊岡市九日市下町４番地の２
債務者　橋本　孝史
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
徳島県徳島市大原町余慶38番地の88
債務者　松並　　收
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２７号
徳島市上八万町下中筋301番地　明善住宅９棟８号、住民票上の住所徳島市上八万町下中筋296番地の１
債務者　西原　利久
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５４号
徳島県徳島市名東町２丁目643番地の１
債務者　宮本　幸藏
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２７号
盛岡市湯沢西２丁目３番５号
債務者　馬郡万亀子
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部